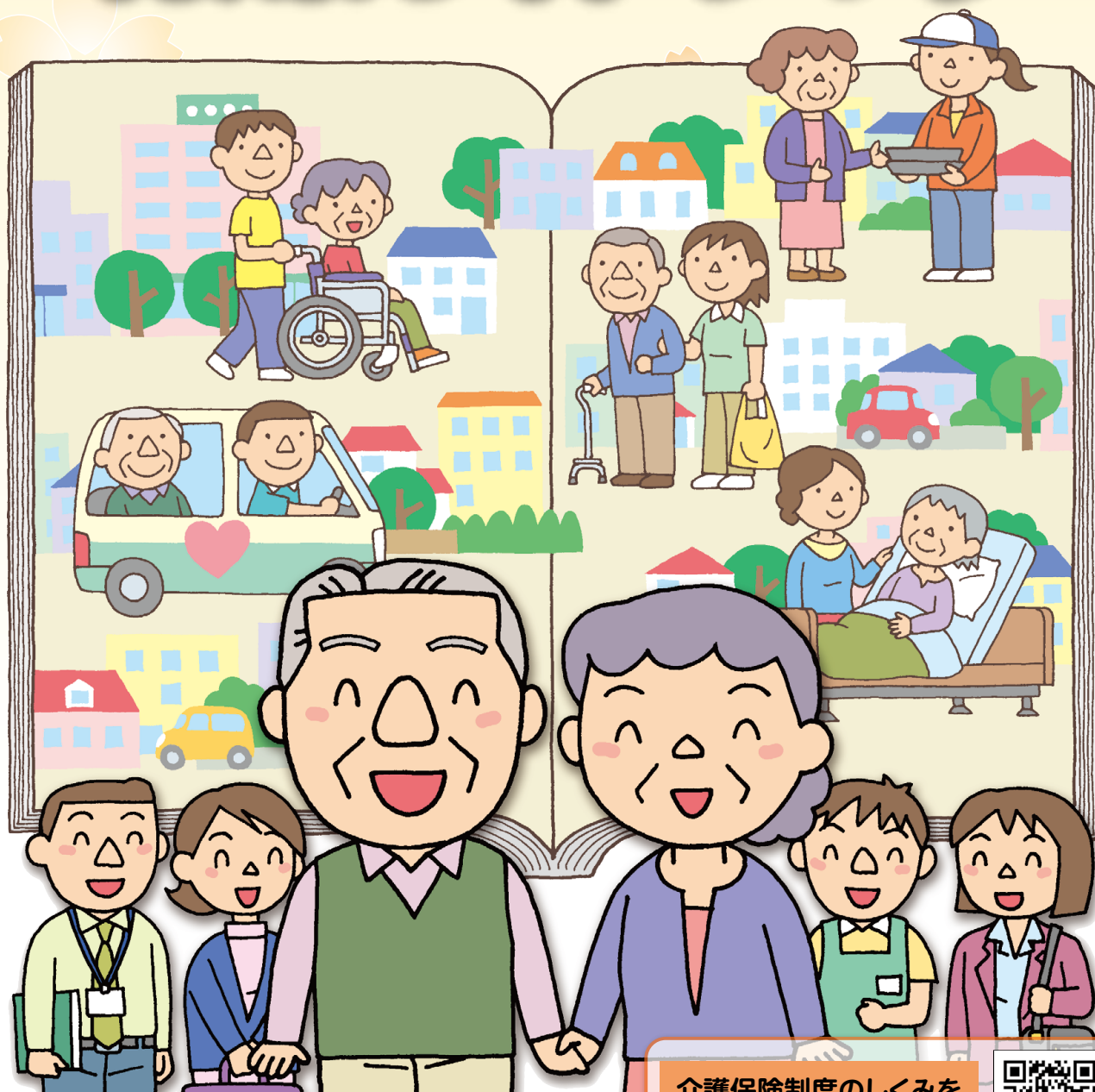




みんなの介護保険 利用ガイドブック

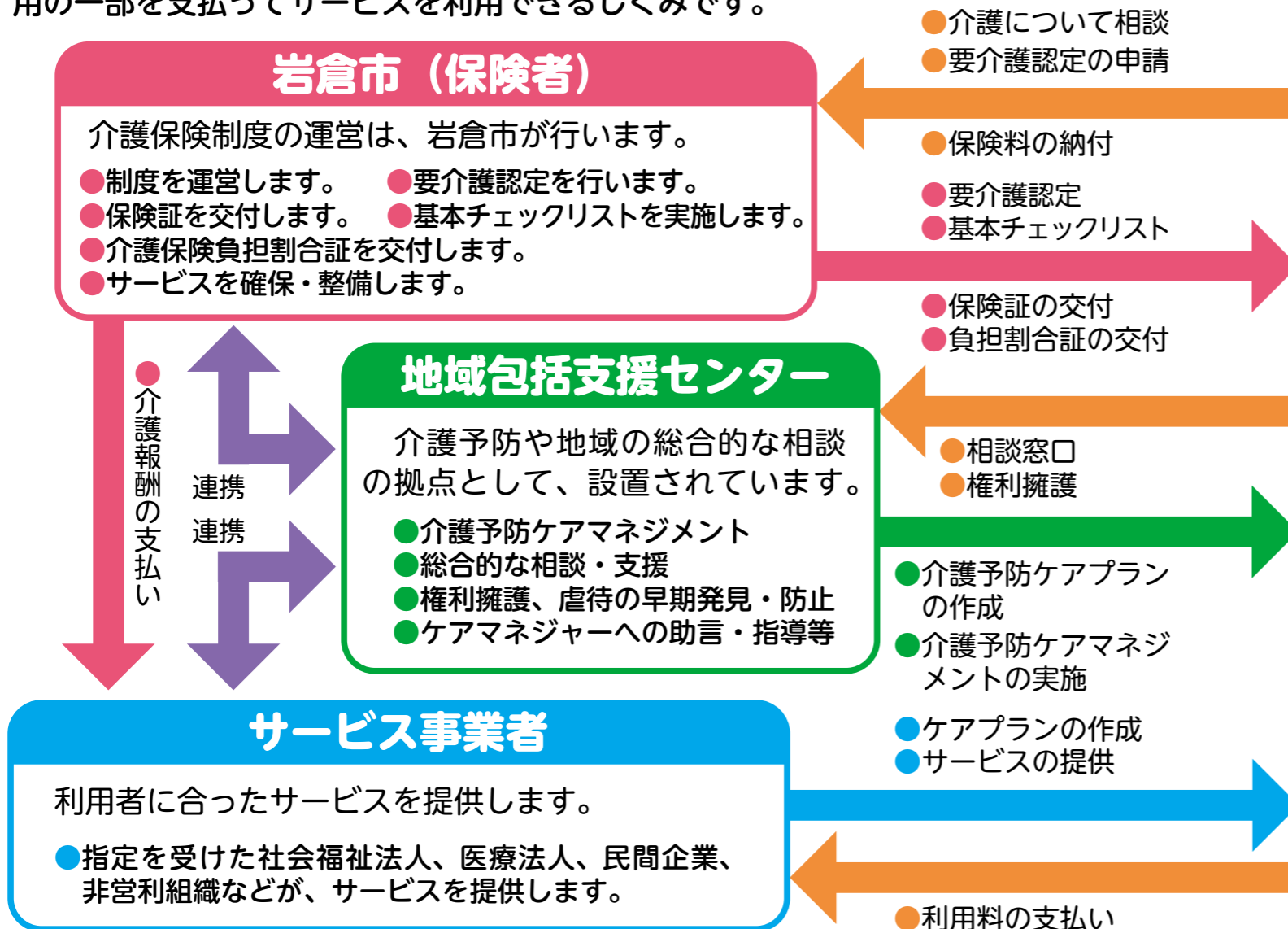


介護保険制度のしくみを
動画で説明しています。



みんなで支えあう制度です

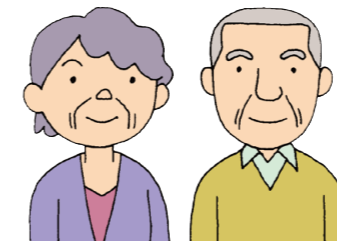
介護保険制度は、岩倉市が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。



介護保険に加入する人（被保険者）

介護や支援が必要と認められたら、介護保険のサービスが利用できます。

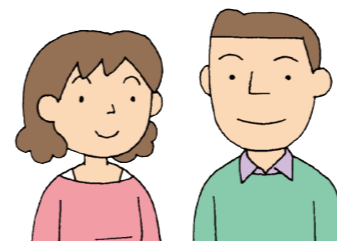
- 保険料を納めていただきます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。



65歳以上の人（第1号被保険者）

サービスを利用できる人

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要となったとき、岩倉市の認定を受け、サービスを利用できます。



40歳から64歳の人（第2号被保険者） （医療保険に加入している人）

サービスを利用できる人

第2号被保険者は、老化が原因とされる病気（特定疾病）により介護や日常生活の支援が必要となったとき、岩倉市の認定を受け、サービスを利用できます。

特定疾病

- | | | | |
|-------------|---------------|-----------------------------|-------------------------------|
| ● がん | ● 初老期における認知症 | ● 多系統萎縮症 | ● 閉塞性動脈硬化症 |
| ● 関節リウマチ | ● パーキンソン病関連疾患 | ● 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 | ● 慢性閉塞性肺疾患 |
| ● 筋萎縮性側索硬化症 | ● 脊髄小脳変性症 | ● 脊髄小脳変性症 | ● 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |
| ● 後縦靭帯骨化症 | ● 脊柱管狭窄症 | ● 早老症 | |
| ● 骨折を伴う骨粗鬆症 | | | |

■ 介護保険の保険証が交付されます

介護保険の加入者には医療保険の保険証とは別に、一人に一枚の保険証（介護保険被保険者証）が交付されます。介護保険のサービスを利用するときなどに必要なものですから大切に扱きましょう。

- 65歳に到達する月（65歳の誕生日の前日が属する月）に交付されます。
- 40歳以上65歳未満の人は、認定を受けた場合などに交付されます。

■ 介護保険負担割合証が交付されます

介護保険の認定を受けている人には、介護保険負担割合証が交付されます。サービス利用の際に支払う利用者負担の割合が記載されています。

- 有効期間は1年（8月～翌年7月）で、毎年交付されます。
- サービス利用時に保険証とともにサービス事業者に提示します。

第9期（令和6～8年度）介護保険制度のおもな改正点

令和6年4月から

- 令和6～8年度（第9期）の介護保険料が決まりました
- 介護予防ケアプランの作成を介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者にも依頼できます
- 介護報酬が改定されます（一部のサービスは6月に改定）
- 福祉用具貸与の一部で、利用方法（借りる、または購入）を選択できます

令和6年8月から

- 居住費等の基準費用額が変わります

令和7年8月から

- 多床室の基準費用額が変わります

サービス利用までの流れ

介護や支援が必要になったと思ったら、お住まいの地区の地域包括支援センターや市役所長寿介護課の窓口にご相談しましょう。サービスを利用するまでの流れは次のとおりです。

1 窓口にご相談します

介護や支援が必要になったと思ったら、お住まいの地区の地域包括支援センターや市役所長寿介護課の窓口にご相談しましょう。

介護予防・日常生活支援
総合事業の利用を希望

介護サービス、介護予防
サービスの利用を希望

2 要介護認定の申請をします

介護サービスや介護予防サービスの利用を希望する人は、市役所長寿介護課の窓口にて要介護認定の申請をしましょう。

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険被保険者証
- 医療保険被保険者証 (40~64歳の人の場合)
- 主治医の氏名、医療機関の分かるものなど

※各種申請や届け出の書類には原則としてマイナンバーを記入します。窓口での確認のため、マイナンバーと身元の確認ができるものをお持ちください。くわしくは市役所長寿介護課へお問い合わせください。

3 調査と審査が行われます

● 認定調査

認定調査員が自宅等を訪問し、心身の状況などについて本人と家族からの聞き取りを中心に調査を行います。



● 主治医意見書

本人の主治医に、心身の状況などについて意見書を作成してもらいます (受診が必要です)。

※意見書は、市から主治医へ依頼しますので、本人が取り寄せる必要はありません。

● 審査・判定

認定調査の結果と主治医の意見書をもとにコンピューター判定 (一次判定) を行い、「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分を判定 (二次判定) します。

4 認定結果をお知らせします

原則として申請日から30日以内に、認定結果が通知されます。

要介護 5

要介護 4

要介護 3

要介護 2

要介護 1

介護サービスによって、生活機能の維持・改善を図ることが適切な人などです。

要支援 2

要支援 1

要介護状態が軽く、介護予防サービスや介護予防・生活支援サービス事業によって、生活機能が改善する可能性の高い人などです。

非該当

要介護・要支援に該当しなかった人です。介護予防・生活支援サービス事業の利用を希望する場合は、基本チェックリストを受けましょう。

※一般介護予防事業のみ利用する場合は、基本チェックリストを受ける必要はありません

2 要介護認定の申請へ

介護予防・生活支援サービス事業対象者

2 基本チェックリストを受けます

生活機能の状態を調べる「基本チェックリスト」を受けます。

生活機能の低下が
みられた

生活機能の低下が
みられなかった

介護サービス (介護給付)

を利用できます

居宅介護支援事業者などに依頼して利用するサービスを具体的に盛り込んだケアプランを作成し、ケアプランにもとづいてサービスを利用します。

※介護予防・生活支援サービス事業も利用できる場合があります。



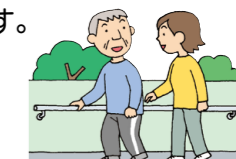
P6~P13

介護予防サービス (予防給付)

を利用できます

地域包括支援センターや、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者が介護予防ケアプランを作成し、住み慣れた地域で自立した生活を続けていけるよう支援します。

※介護予防ケアプランにもとづき、介護予防・生活支援サービス事業をいっしょに利用できます。



P6~P13

介護予防・日常生活支援総合事業

を利用できます

岩倉市が行う、65歳以上の人を対象にした、介護予防のためのサービスです。

P14~P15

介護予防・生活支援サービス事業

地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを行います。

- 1 訪問型サービス (身体介護、生活援助)
- 2 通所型サービス (身体介護、機能訓練、ミニデイサービスなど)
- 3 その他の生活支援サービス (配食、見守り、地域サロンの開催、外出支援など)

一般介護予防事業

65歳以上の人なら誰でも利用できる、介護予防のためのサービスです。



一般介護予防事業のみ利用する場合は、基本チェックリストを受ける必要はありません

利用までの流れ

利用できるサービス

介護保険で利用できるサービス

サービスを利用したときの利用者の負担は、サービス費用の1割、2割、または3割（くわしくはP16）です。

- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割をめやすとして掲載しています。
- 掲載している金額のほかに、サービス内容や地域による加算などがあります。また、サービスによっては食費・居住費等・日常生活費が必要な場合があります。

令和6年4月から 利用者負担のめやすが変わりました。ただし、一部のサービスは令和6年6月からの変更になります。

在宅サービス

訪問を受けて利用するサービス

訪問介護（ホームヘルプ）

要介護1～5の人

ホームヘルパーに居宅を訪問してもらい、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助が受けられます。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。

■利用者負担のめやす

- 身体介護中心（20分以上30分未満の場合）▶255円
- 生活援助中心（20分以上45分未満の場合）▶187円

通院のための乗車または降車の介助 ▶101円

※移送にかかる費用は別途自己負担

要支援1・2の人

「訪問型サービス」として、介護予防・生活支援サービス事業で提供されています。くわしくはP14へ。



訪問入浴介護

要介護1～5の人

介護職員と看護職員に移動入浴車で居宅を訪問してもらい、入浴介護が受けられます。

■利用者負担のめやす（1回につき）

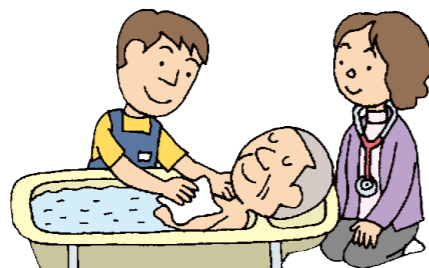
1,320円

要支援1・2の人

疾病などの特別な理由がある場合に、介護職員と看護職員に移動入浴車で居宅を訪問してもらい、入浴の支援が受けられます。

■利用者負担のめやす（1回につき）

892円



訪問リハビリテーション

要介護1～5の人

医師が必要と認めた場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、リハビリテーションが受けられます。

■利用者負担のめやす（1回につき）

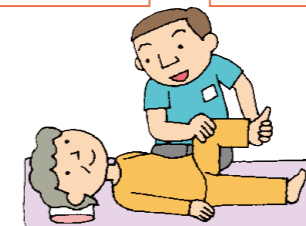
318円（令和6年6月から319円）

要支援1・2の人

医師が必要と認めた場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、リハビリテーションが受けられます。

■利用者負担のめやす（1回につき）

318円（令和6年6月から308円）



訪問看護

要介護1～5の人

疾患等を抱えている人について、医師が必要と認めた場合に看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助が受けられます。

■利用者負担のめやす

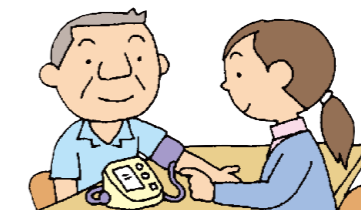
- 訪問看護ステーションからの場合（30分未満の場合）▶490円（令和6年6月から491円）
- 病院または診療所からの場合（30分未満の場合）▶415円（令和6年6月から416円）

要支援1・2の人

疾患等を抱えている人について、医師が必要と認めた場合に看護師などに居宅を訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助が受けられます。

■利用者負担のめやす

- 訪問看護ステーションからの場合（30分未満の場合）▶469円（令和6年6月から470円）
- 病院または診療所からの場合（30分未満の場合）▶397円（令和6年6月から398円）



居宅療養管理指導

要介護1～5の人

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、療養上の管理や指導が受けられます。

■利用者負担のめやす

医師が行う場合（1か月に2回まで）▶514円（令和6年6月から515円）

※単一建物居住者1人に対して行う場合

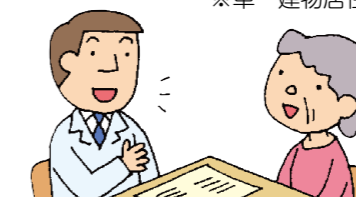
要支援1・2の人

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上の管理や指導が受けられます。

■利用者負担のめやす

医師が行う場合（1か月に2回まで）▶514円（令和6年6月から515円）

※単一建物居住者1人に対して行う場合



施設に通って受けるサービス

通所介護 (デイサービス)

要介護1~5の人

通所介護施設で食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援が日帰りで受けられます。

■利用者負担のめやす

通常規模の事業所・7時間以上8時間未満の場合※送迎を含む

要介護1~5 ▶ 676円~1,179円



要支援1・2の人

「通所型サービス」として、介護予防・生活支援サービス事業で提供されています。くわしくはP15へ。

通所リハビリテーション (デイケア)

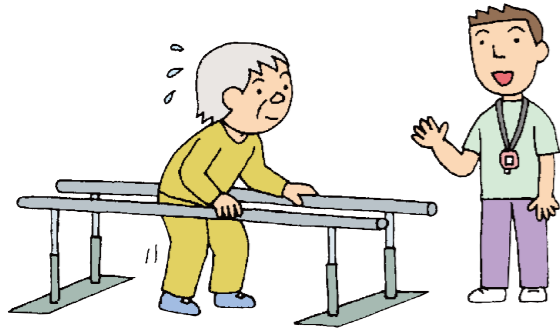
要介護1~5の人

介護老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションが日帰りで受けられます。

■利用者負担のめやす

通常規模の事業所・7時間以上8時間未満の場合※送迎を含む

要介護1~5 ▶ 782円~1,415円
(令和6年6月から788円~1,425円)



要支援1・2の人

介護老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などのサービスや生活行為向上のための支援、リハビリテーションのほか、目標に合わせた選択的サービスが受けられます。

■利用者負担のめやす (月単位の定額)

【共通的サービス】※送迎、入浴を含む

要支援1 ▶ 1か月2,121円 (令和6年6月から2,343円)

要支援2 ▶ 1か月4,131円 (令和6年6月から4,368円)

【選択的サービス】

運動器機能向上(令和6年5月まで) ▶ 1か月233円

栄養改善 ▶ 1か月207円

口腔機能向上 ▶ 1か月155円

選択的サービスを利用できます

介護予防通所リハビリテーションでは以下の選択的サービスが利用できます。利用者の目標に応じて単独、あるいは複数を組み合わせて利用します。

運動器機能向上

理学療法士などの指導により、ストレッチや有酸素運動、筋力トレーニング、バランストレーニングなどを行います。(令和6年5月まで)

栄養改善

管理栄養士などが、低栄養を予防するための食べ方や、食事作りや食材購入方法の指導、情報提供などを行います。

口腔機能向上

歯科衛生士や言語聴覚士などが、歯みがきや義歯の手入れ法の指導や、摂食・えん下機能を向上させる訓練などを行います。

施設に短期間入所して受けるサービス

短期入所生活介護 (ショートステイ)

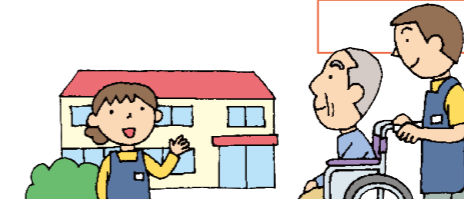
要介護1~5の人

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

■利用者負担のめやす (1日につき)

併設型・多床室の場合

要介護1~5 ▶ 623円~914円



要支援1・2の人

介護老人福祉施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

■利用者負担のめやす (1日につき)

併設型・多床室の場合

要支援1 ▶ 466円

要支援2 ▶ 580円

短期入所療養介護 (ショートステイ)

要介護1~5の人

介護老人保健施設などに短期間入所して、日常生活上の支援やリハビリテーションなどが受けられます。

■利用者負担のめやす (1日につき)

多床室の場合

要介護1~5 ▶ 853円~1,081円



要支援1・2の人

介護老人保健施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援やリハビリテーションなどが受けられます。

■利用者負担のめやす (1日につき)

多床室の場合

要支援1 ▶ 630円

要支援2 ▶ 795円

在宅に近い暮らしをする

特定施設入居者生活介護

要介護1~5の人

有料老人ホームなどの特定施設に入居している人が、日常生活上の支援や介護が受けられます。

■利用者負担のめやす (1日につき)

要介護1~5 ▶ 557円~835円



要支援1・2の人

有料老人ホームなどの特定施設に入居している人が、日常生活上の支援や介護が受けられます。

■利用者負担のめやす (1日につき)

要支援1 ▶ 188円

要支援2 ▶ 322円

福祉用具を利用するサービス

福祉用具貸与

要介護1~5の人

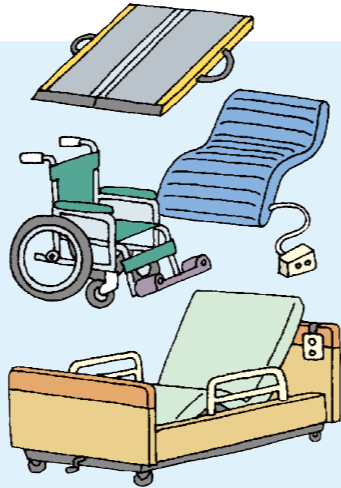
日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。

要支援1・2の人

福祉用具のうち介護予防に役立つものについて貸与が受けられます。

福祉用具貸与の対象

- 手すり★ (工事をとまなわないもの)
- スロープ★◆ (工事をとまなわないもの)
- 歩行器★◆
- 歩行補助つえ★◆
- 車いす
- 車いす付属品
- 特殊寝台
- 特殊寝台付属品
- 床ずれ防止用具
- 体位変換器
- 認知症老人徘徊感知機器はいかい
- 移動用リフト (つり具の部分を除く)
- 自動排泄処理装置 (原則として要介護4・5の人のみ)



- 要支援1・2および要介護1の人は、原則として★印の用具のみ保険給付の対象です。
- 自動排泄処理装置のうち尿のみを吸引するものについては、要支援1・2、要介護1~3の人も対象になります。
- ◆印の用具のうち、固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点杖(松葉杖を除く)と多点杖については、利用方法(借りる、または購入)を選択することができます。令和6年4月から

利用者負担について

福祉用具の種類や事業者によって異なります。

特定福祉用具販売(福祉用具購入費の支給)

申請が必要です!

要介護1~5の人

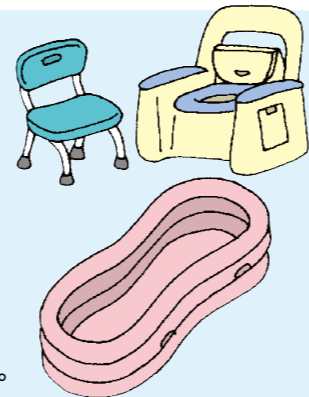
下記の福祉用具を都道府県などの指定事業者から購入したとき、費用が支給されます。

要支援1・2の人

介護予防に役立つ下記の福祉用具を都道府県などの指定事業者から購入したとき、費用が支給されます。

特定福祉用具販売の対象

- 腰掛便座
 - 自動排泄処理装置の交換可能部品
 - 排泄予測支援機器
 - 入浴補助用具
 - 簡易浴槽
 - 移動用リフトのつり具の部分
- 次の用具は、購入して利用することもできます。令和6年4月から
- 固定用スロープ
 - 歩行器(歩行車を除く)
 - 単点杖(松葉杖を除く)と多点杖
- 利用方法(借りる、または購入)については、福祉用具専門相談員などからの説明や情報提供を受けてよく検討しましょう。



■ 事業所ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されているので、購入の際は相談しましょう。

利用者負担について

福祉用具を購入後に、領収書などを添えて市役所長寿介護課に申請すると、一年度(4月~翌年3月)で10万円を上限に利用者負担分を除いた額が支給されます。

住宅環境を整備するサービス

住宅改修費支給

事前の申請が必要です!

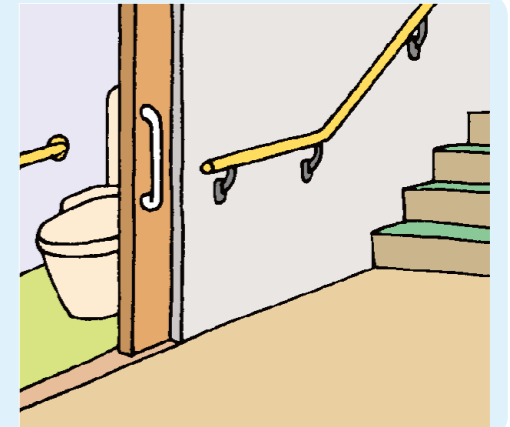
要介護1~5の人

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、費用が支給されます。

要支援1・2の人

介護保険でできる住宅改修の例

- 廊下や階段、浴室やトイレなどへの「手すりの取り付け」
 - 「段差解消」のためのスロープ設置など
 - 滑りの防止などのための「床または通路面の材料の変更」
 - 引き戸などへの「扉の取り替え」
 - 洋式便器などへの「便器の取り替え」
- ※上記の改修にともなって必要となる工事も支給の対象になります。



利用者負担について

居住する住宅に対し、要介護・要支援者の一人あたり20万円が利用限度額です。原則として改修費用の7割~9割が住宅改修費として支給され、1割~3割は自己負担となります。

住宅改修利用の手順

1 ケアマネジャーや地域包括支援センターなどに相談

2 市役所長寿介護課への事前申請

- 提出書類
- 住宅改修申請書
 - 工事費見積書
 - 住宅改修が必要な理由書
 - 改修部分の写真や図(改修後の完成予定の状態がわかるもの)
 - 住宅所有者の承諾書(改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合)など



3 市役所長寿介護課より承認通知が届いたら、工事に着手

4 住宅改修費の支給申請(工事後)

- 提出書類
- 住宅改修費支給申請書
 - 住宅改修に要した費用の領収書
 - 工事費内訳書(材料費、施工費、諸経費等対象となる箇所別に内訳が必要)
 - 改修後の状況を確認できる写真(撮影日のわかるもの)

5 住宅改修費の支給

地域密着型サービス

住み慣れた地域で利用するサービス

住み慣れた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じたサービスが受けられます。原則として住んでいる市区町村のサービスのみ利用できます。

小規模多機能型居宅介護

要介護1~5の人

要支援1・2の人

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊のサービスを組み合わせ、多機能なサービスが受けられます。

■利用者負担のめやす (1か月)

要支援1~要介護5 ▶ 3,564円~28,107円

認知症対応型通所介護

要介護1~5の人

要支援1・2の人

認知症の人が、食事や入浴などの日常生活上の世話や機能訓練、専門的なケアなどのサービスを日帰りで受けられます。

■利用者負担のめやす
(7時間以上8時間未満)

要支援1~要介護5 ▶ 890円~1,474円

認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

※要支援1の人は利用できません。

要介護1~5の人

要支援2の人

認知症の人が共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスが受けられます。

■利用者負担のめやす (1日)
ユニット数2以上の場合

要支援2~要介護5 ▶ 770円~868円

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護1~5の人

要支援1・2の人は利用できません

日中・夜間を通じて定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問してもらい、介護や看護、緊急時の対応などが受けられます。

■利用者負担のめやす (1か月)
訪問看護サービスを行う場合

要介護1~5 ▶ 8,280円~29,487円



地域密着型通所介護

要介護1~5の人

要支援1・2の人は利用できません

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などが受けられます。

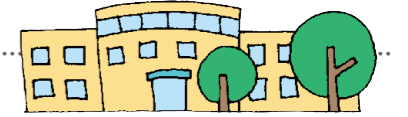
■利用者負担のめやす
(7時間以上8時間未満)

要介護1~5 ▶ 774円~1,348円

施設サービス ※要支援1・2の人は利用できません。

施設に入所して利用するサービス

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)



要介護1~5の人

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。

※新規入所できるのは、原則として要介護3~5の人です。

■利用者負担のめやす (1日)
多床室の場合

要介護1~5 ▶ 605円~895円

介護老人保健施設 (老人保健施設)

要介護1~5の人

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護が受けられます。

■利用者負担のめやす (1日)
多床室の場合

要介護1~5 ▶ 815円~1,040円

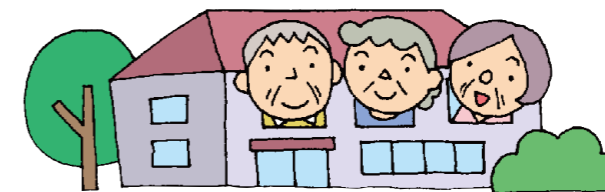
介護医療院

要介護1~5の人

長期の療養を必要とする人に、医療と日常生活上の介護を一体的に行います。

■利用者負担のめやす (1日)
多床室の場合

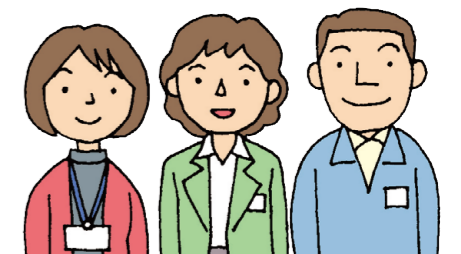
要介護1~5 ▶ 856円~1,413円



ご相談は、お住まいの地区の地域包括支援センターへ

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんの悩みや相談を受け付けています。

- 介護予防ケアマネジメント (介護予防をお手伝いします)
- 総合的な相談・支援 (何でもご相談ください)
- 虐待防止などの権利擁護事業 (みなさんの権利を守ります)
- ケアマネジャーへの助言・指導等



岩倉
中学校
区

岩倉市地域包括支援センター

〒482-0036 岩倉市西市町無量寺2番地1
(ふれあいセンター 2階)

☎ 0587-38-0303

南部
中学校
区

岩倉東部地域包括支援センター

〒482-0001 岩倉市東新町南江向24番地5
(地域交流センター ポプラの家内)

☎ 0587-96-6553

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

総合事業は、65歳以上のすべての人を対象とした、岩倉市が行う介護予防のための事業です。介護保険の認定を受けていなくても、一人ひとりの生活に合わせた柔軟なサービスを気軽に利用することができます。なるべく介護を必要としない暮らしをおくるためにも、総合事業を利用して自立した生活を続けましょう。まずはお住まいの地区の地域包括支援センターまたは市役所長寿介護課にご相談ください。

令和6年4月から 利用者負担のめやすが変わりました。

介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2の人
要介護1～5の人*



※訪問型・通所型サービスA、Bを要支援等から継続的に利用する要介護者に限る

介護予防・生活支援サービス事業対象者

(基本チェックリスト*で事業の対象と判定された人)

※基本チェックリストとは

日常生活の状況や足腰の状態、栄養状態、お口の状態、閉じこもりや物忘れの有無、最近2週間の気持ちなど、25項目の質問等により心身の状態を確認するものです。基本チェックリストによる判定では、迅速にサービスの利用を開始することができます。

サービスの種類	類型	サービスの内容
介護予防訪問 介護相当サービス 	指定事業者による サービス	ヘルパーによる掃除、洗濯、調理、買い物などの生活支援および入浴介助などの身体介助 ■利用者負担のめやす(1割負担の場合) 週1回程度利用▶1,226円/月 週2回程度利用▶2,448円/月
訪問型サービスA (緩和した基準による) サービス 		ヘルパー等による掃除、洗濯、調理、買い物などの生活支援 ■利用者負担のめやす(1割負担の場合) 週1回程度利用▶1,059円/月 週2回程度利用▶2,116円/月
訪問型サービスB	住民参加によるサービス (シルバー人材センターへ登録した住民によるサービス)	生活援助 ■利用者負担のめやす 1回▶200円

訪問を受けて利用する

サービスの種類	類型	サービスの内容
介護予防通所介護 相当サービス	指定事業者による サービス	生活機能向上のための機能訓練 ■利用者負担のめやす(1割負担の場合) 事業対象者・要支援1▶1,847円/月 要支援2▶3,719円/月
通所型サービスA (緩和した基準による) サービス		ミニデイサービス運動レクリエーション等 ■利用者負担のめやす(1割負担の場合) 事業対象者・要支援1▶1,668円/月 要支援2▶3,362円/月
通所型サービスB	住民主体によるサービス (NPOや住民活動団体によるサービス)	レクリエーション茶話会 ■利用者負担のめやす 実費(お茶代程度)
通所型サービスC (短期集中予防サービス)	通所型サービスC (短期集中型の予防サービス)	委託事業所にて実施する生活機能を改善するための運動器の機能向上等の指導(3か月～6か月) ※原則1クール12回 ■利用者負担のめやす 1回▶300円

生活支援型給食サービス

ひとり暮らし認定高齢者や高齢者世帯(ともに75歳以上)に対して栄養改善を目的とした配食や高齢者に対する見守りとともに配食

■利用者負担のめやす
1食▶300円程度

一般介護予防事業

65歳以上のすべての高齢者(主なもの)

事業名	内容
スクエアステップなどを活用した介護予防事業	認知機能の向上、転倒予防等に効果のある運動であるスクエアステップなどの普及をめざし、講座を実施しています。
シルバーリハビリ体操	住民主体の介護予防です。道具を使わず、誰でもどこでもできる、立つ、座る、歩くなど日常生活を営むための動作訓練にもなる体操です。
介護予防事業	多世代交流センターさくらの家では、高齢者の生きがいづくりや介護予防などの事業を実施しています。音楽療法を用いた講座や、運動の講座などを開催しています。楽しく参加しやすい事業を継続的に実施しています。

●適切にサービスを行うための「介護予防ケアマネジメント」

お住まいの地区の地域包括支援センターでは、総合事業によるサービスが適切に提供できるように、介護予防ケアマネジメントを行います。本人や家族の希望や生活機能の状態などをふまえてケアプランなどを作成し、できるだけ自立した生活を送れるようにサポートします。また必要に応じて、サービス提供後の状況確認も行います。

サービスの費用について

介護保険等のサービスの費用について

サービスを利用したときの費用

3割負担になる人	本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の人
2割負担になる人	本人の合計所得金額が160万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上の人
1割負担になる人	上記に該当しない人

●おもな在宅サービスの支給限度額

介護保険の在宅サービス及び介護予防・生活支援サービス事業は要介護度ごとに上限額（支給限度額）が決まっています（右図参照）。サービスの1か月の総額が支給限度額を超えた場合、超えた分は全額自己負担となります。

※1 介護予防・生活支援サービス事業の対象者
 ※2 支給限度額は標準的なもので地域差は勘案していません。

要介護状態区分	支給限度額（1か月）※2
事業対象者※1 要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

利用者負担が高額になったときは

●1か月の負担額が高額になった場合

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計）が上限額を超えた場合には、申請をして認められると、超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。介護予防・生活支援サービス事業の利用者負担についても同様の制度があります。

●市町村民税世帯非課税の人は、所得に応じて個人単位の上限額が設定されます。
 ●高額介護サービス費等支給申請書が届いたら、必要事項を記入して、提出してください。

利用者負担段階区分		利用者負担上限額
市町村民税課税世帯で、右記に該当する65歳以上の人が世帯にいる場合	年収約1,160万円以上	世帯 140,100円
	年収約770万円以上 約1,160万円未満	世帯 93,000円
	年収約383万円以上 約770万円未満	世帯 44,400円
一般世帯（市町村民税課税世帯で、上記3区分に該当しない場合）		世帯 44,400円
市町村民税世帯非課税		世帯 24,600円
●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人		個人 15,000円
●高齢福祉年金の受給者		個人 15,000円
●生活保護の受給者		個人 15,000円
●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合		世帯 15,000円

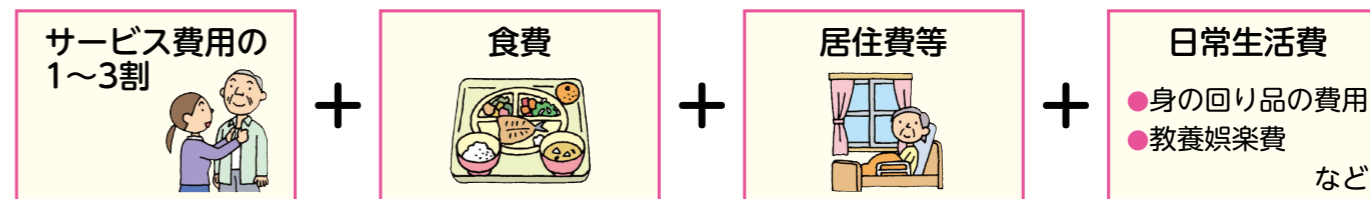
●介護保険+医療保険の負担額が高額になった場合

介護保険と医療保険を利用したときの自己負担額が年間で高額になったとき、それらを合算して年額で限度額を設ける高額医療・高額介護合算制度があります。支給の対象となる人には、通知が届きますので、医療保険の窓口で申請の手続きをお願いします。申請により認められたときは、限度額を超えた分が後から支給されます。

介護予防・生活支援サービス事業と医療保険を利用したときの自己負担額についても同様の制度があります。

施設サービスの費用のめやす

介護保険施設に入所した場合には、サービス費用の1～3割と、食費、居住費、日常生活費のそれぞれ全額が利用者負担になります。



令和6年8月から 居住費等の基準費用額が変わります。【 】内が令和6年8月からの金額です。
 令和7年8月から 居住費等の基準費用額が変わります。〈 〉内が令和7年8月からの金額です。

●基準費用額：施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額（1日当たり）

- 居住費等：ユニット型個室…2,006円【2,066円】 ユニット型個室的多床室…1,668円【1,728円】
 従来型個室…①介護老人福祉施設 1,171円【1,231円】
 ②介護老人保健施設、介護医療院 1,668円【1,728円】
 多床室…①介護老人福祉施設 855円【915円】
 ②介護老人保健施設「その他型」[療養型]、介護医療院「II型」 377円【437円】<697円>
 ③①②以外の介護老人保健施設、介護医療院 377円【437円】
- 食費：1,445円

※短期入所生活介護または短期入所療養介護で利用の場合も同様です。

低所得の人には負担限度額が設けられます

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請をして認められると、一定額以上は保険給付されます。低所得の人は所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます。（特定入所者介護サービス費）

※施設が定める居住費および食費が基準額を下回る場合は、施設の定める額と自己負担限度額の差額が給付されます。
 ※本人を含む世帯の全員及び配偶者の市町村民税課税状況、本人及び配偶者の預貯金等の資産を勘案します。

●負担限度額（1日当たり） 令和6年8月から 居住費等の負担限度額が変わります。【 】内が令和6年8月からの金額です。

利用者負担段階	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階 本人および世帯全員が市町村民税非課税で、高齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円【880円】	490円【550円】	490円(320円)【550円】(380円)】	0円	300円	300円
第2段階 本人および世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人	820円【880円】	490円【550円】	490円(420円)【550円】(480円)】	370円【430円】	390円	600円
第3段階① 本人および世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	1,310円【1,370円】	1,310円【1,370円】	1,310円(820円)【1,370円】(880円)】	370円【430円】	650円	1,000円
第3段階② 本人および世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の人	1,310円【1,370円】	1,310円【1,370円】	1,310円(820円)【1,370円】(880円)】	370円【430円】	1,360円	1,300円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、()内の金額となります。

●社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

社会福祉法人等の提供する介護サービスについて、低所得者の利用者負担を軽減する制度で、軽減を受けるには市役所長寿介護課への申請が必要です。

介護保険料を納めましょう

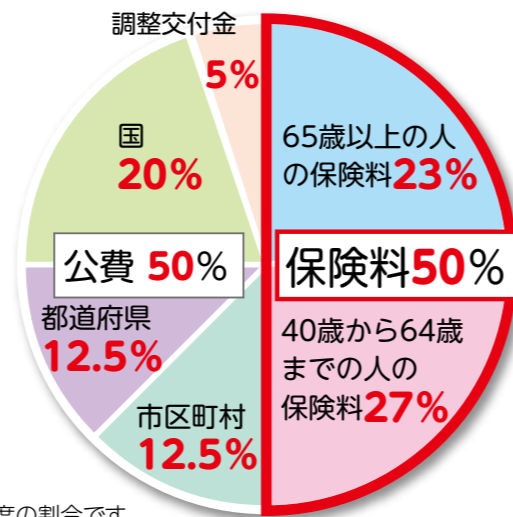
介護保険料は大切な財源です

40歳以上のみなさんが納めていただく介護保険料は、介護が必要な人の介護サービス費用などをまかなうために使われます。

介護保険の財源は50%が公費、残りの50%のうち23%を65歳以上の人の保険料、27%を40歳から64歳の人の保険料で賄われています。誰もが安心してサービスを利用できるように、保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

令和6年4月から 介護保険料が決まりました。

※令和6～8年度の割合です。



保険料の納め方は2種類に分かれます

保険料の納め方は、みなさんが受給している年金額によって2種類に分けられます。65歳になった月(65歳の誕生日の前日が属する月)の分から、原則として年金から納めます。

特別徴収

老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金が
年額18万円以上の人

年金から天引き

年金の定期支払い(年6回)の際、年金から保険料があらかじめ天引きされます。

普通徴収

老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金が
年額18万円未満の人

納付書・口座振替

岩倉市から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

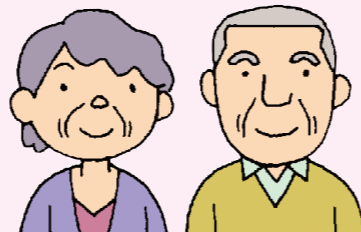
年金が年額18万円以上でも一時的に納付書で納めることがあります

次の場合は、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めます。

- 年度途中で65歳(第1号被保険者)になった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 年度途中で年金(老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金)の受給が始まった場合
- 年金が一時差し止めになった場合
- ……など

65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料

岩倉市の介護保険サービスにかかる費用の総額(利用者負担を除く)の23%分に応じて、65歳以上の人の保険料基準額が決まります。その基準額をもとに、所得に応じた段階別の保険料が決められます。



岩倉市の基準額
(令和6～8年度)

5,391円(月額)

○基準額は、所得段階の「第5段階」の額にあたります。

※市区町村によって、必要となるサービスの量や65歳以上の人数が異なるため、基準額も市区町村ごとに異なります。
※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

保険料を滞納すると…

サービスを利用したとき、利用者負担は実際にかかる費用の一部を負担※しますが、保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

1年以上滞納すると

サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請により、あとで保険給付分が支払われます。

1年6か月以上滞納すると

サービス費用の全額を利用者が負担します。申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。

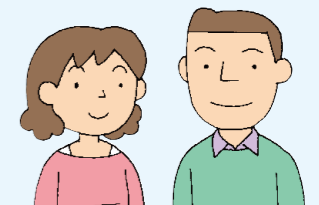
2年以上滞納すると

サービスを利用すると利用者負担が3割または4割に引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。

※利用者負担割合についてはP16を参照ください。

40歳以上65歳未満の人(第2号被保険者)の保険料

40歳以上65歳未満の人の保険料は、加入している医療保険の算定方法により決められます。医療保険料と一括して納めます。



	国民健康保険に加入している人	職場の医療保険に加入している人
決め方	保険料は国民健康保険税(料)の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。	医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与(標準報酬月額)および賞与(標準賞与額)に応じて決められます。
納め方	医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分を合わせて、国民健康保険税(料)として世帯主が納めます。	医療保険料と介護保険料を合わせて、給与および賞与から徴収されます。 ※40歳以上65歳未満の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

65歳以上の人の介護保険料（第1号被保険者保険料）

令和6～8年度の保険料

基準保険料 64,600円(5,391円/月)

所得段階	対象者	計算方法	保険料年額
第1段階	老齢福祉年金受給者で本人および世帯全員が市民税非課税の人、または生活保護を受給している人 本人および世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	$5,391円 \times 0.285 \times 12$ か月	軽減後18,400円 (軽減前29,400円)
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、第1段階以外の人で合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の人	$5,391円 \times 0.485 \times 12$ か月	軽減後31,300円 (軽減前44,300円)
第3段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、第1段階以外の人で合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	$5,391円 \times 0.685 \times 12$ か月	軽減後44,300円 (軽減前44,600円)
第4段階	世帯員に市民税が課税されていて、本人が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	$5,391円 \times 0.9 \times 12$ か月	58,200円
第5段階 (基準額)	世帯員に市民税が課税されていて、本人が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	$5,391円 \times 1.0 \times 12$ か月	64,600円
第6段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が120万円未満の人	$5,391円 \times 1.2 \times 12$ か月	77,600円
第7段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	$5,391円 \times 1.3 \times 12$ か月	84,000円
第8段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	$5,391円 \times 1.5 \times 12$ か月	97,000円
第9段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	$5,391円 \times 1.7 \times 12$ か月	109,900円
第10段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	$5,391円 \times 1.9 \times 12$ か月	122,900円
第11段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	$5,391円 \times 2.1 \times 12$ か月	135,800円
第12段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	$5,391円 \times 2.3 \times 12$ か月	148,700円
第13段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が720万円以上820万円未満の人	$5,391円 \times 2.4 \times 12$ か月	155,200円
第14段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が820万円以上1,000万円未満の人	$5,391円 \times 2.5 \times 12$ か月	161,700円
第15段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人	$5,391円 \times 2.6 \times 12$ か月	168,100円
第16段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が1,500万円以上の人	$5,391円 \times 2.7 \times 12$ か月	174,600円

- ※ **老齢福祉年金** 明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。
- ※ **合計所得金額** 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことで、第1～5段階の人は「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。
- ※ **課税年金収入額** 国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入額のことで、なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金等は含まれません。
- ※ **軽減措置** 第1段階から第3段階は公費により負担を軽減しています。

岩倉市 長寿介護課 介護保険グループ

〒482-8686 岩倉市栄町一丁目66番地 ☎ 0587-38-5811 (直通)

※掲載している内容については、今後見直される場合があります。

令和6年3月作成

